

計量法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号) . . . . . 1

(附則)

○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百六十三号)(附則第三条関係) . . . . . 6

○計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成三十一年政令第六十号)(附則第四条関係) . . . . . 7

計量法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第二条、第三条関係）			
特 定 計 量 器	一 （略）	特 定 計 量 器	一 （略）
二 質量計 イ（略） ロ 自動はかり (1) ホツパースケール ひょう量が二十キログラム以下のもの ひょう量が百キログラム以下のもの 下のもの ひょう量が五百キログラム以下のもの ひょう量が一トン以下のもの ひょう量が一トンを超えるもの (2) 充填用自動はかり		(略) 一個についての金額 (略) 一個についての金額	
十七万五千六百円 十四万千七百円 十三万二千九百円 十一万三千八百円 十万六千六百円		(略) 一個についての金額 (略) 一個についての金額	
別表第二（第二条、第三条関係）			
特 定 計 量 器	一 （略）	特 定 計 量 器	一 （略）
二 質量計 イ（略） ロ 自動捕捉式はかり (1) 自動重量選別機 ひょう量が六百グラム以下のもの ひょう量が五キログラム以下のもの ひょう量が二十キログラム以下のもの ひょう量が百キログラム以下のもの ひょう量が百キログラムを 超えるもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの		(略) 一個についての金額 (略) 一個についての金額	
八万七千八百円 八万六千二百円 六万四千百円 六万七百元 五万六千七百元		(略) 一個についての金額 (略) 一個についての金額	

<p>(3) </p> <p>最大充填量(充填用自動はかりを用いて一の容器又は包装に充填される最大質量をいう。以下(2)及び別表第四第二号ロ(2)において同じ。 )が一キログラム以下のもの</p> <p>最大充填量が十キログラム以下のもの</p> <p>最大充填量が二十五キログラム以下のもの</p> <p>最大充填量が百キログラム以下のもの</p> <p>最大充填量が百キログラムを超えるもの</p> <p>コンベヤスケール</p> <p>ベルトの長さが二十メートル以下のものであつて、ベルトの速度が単速度のもの</p> <p>ベルトの長さが二十メートル以下のものであつて、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの</p>	<p>八万千六百円</p> <p>十万千四百円</p> <p>十二万七千八百円</p> <p>十六万七千七百円</p> <p>十六万七千七百円にその超える量が百キログラムまでを増すごとに六万百円を加えた額</p> <p>十八万八千二百円</p> <p>二十三万千九百円</p>
---	--

<p>(新設)</p> <p>ひょう量が六百グラム以下のもの</p> <p>ひょう量が五キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が二十キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が百キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が百キログラムを超えるもの</p>	<p>の </p> <p>四万四千円</p> <p>四万八千円</p> <p>五万四千四百円</p> <p>七万三千六百円</p> <p>七万五千二百円</p>
--	--

	ベルトの長さが五十メートル以下のものであって、ベルトの速度が単速度のもの	二十四万二千九百円
	ベルトの長さが五十メートル以下のものであって、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの	三十三万四百円
	ベルトの長さが五十メートルを超えるものであって、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの	二十四万二千九百円にその超える長さが五十メートルまでを増すごとに五万四千六百円を加えた額
(4)	自動捕捉式ばかり	三十三万四百円にその超える長さが五十メートルまでを増すごとに七万六千五百円を加えた額
(i)	自動重量選別機	
	ひょう量が六百グラム以下のもの	五万六千七百円
	ひょう量が五キログラム以下のもの	六万七百元
	ひょう量が二十キログラム以下のもの	六万四千百元
	ひょう量が百キログラム	八万六千二百円

(新設)

別表第四（第二条、第四条関係）	
一 （略）	特 定 計 量 器
（略）	一 件 に つ い て の 金 額
備 考 （略）	三 十 三 （略）
（略）	（略）
<p style="text-align: right;">(ii)   の   (i) に掲げるもの以外のもの   を   超えるもの   ひょう量が百キログラム   以下のもの   ひょう量が六百グラム以   下のもの   ひょう量が五キログラム   以下のもの   ひょう量が二十キログラ   ム以下のもの   ひょう量が百キログラム   以下のもの   ひょう量が百キログラム   を超えるもの  </p>	
<p>八万七千八百円   四万四千円   四万八千円   五万四千四百円   七万三千六百円   七万五千二百円  </p>	

別表第四（第二条、第四条関係）	
一 （略）	特 定 計 量 器
（略）	一 件 に つ い て の 金 額
備 考 （略）	三 十 三 （略）
（略）	（略）

備考 (略)	三〇十六 (略)	<p>二 質量計</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 自動はかり</p> <p>(1)   ホツパースケール ひょう量が百キログラム以 下のもの ひょう量が百キログラムを 超えるもの</p> <p>(2)   充填用自動はかり 最大充填量が百キログラム 以下のもの (累積はかりに あつては「ひょう量」とす る。以下(2)において同じ。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(4) (3)  最大充填量が百キログラム を超えるもの コンベヤスケール 自動捕捉式はかり</p>	<p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>百七十七万六千七百円</p> <p>百九十九万八千七百円</p> <p>百七十四万六千七百円</p> <p>百九十三万八千七百円</p> <p>百五十四万五千五百円</p> <p>百五十八万四千百円</p>
	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	三〇十六 (略)	<p>二 質量計</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 自動捕捉式はかり</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>百五十八万四千百円</p>
	(略)	(略)	(略)

○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第六十三号)(附則第三条関係)(傍線部分は改正部分)

改正案

附則別表

二 ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール 一 自動捕捉式はかり	令和五年四月一日	令和四年四月一日	新たに使用するものについての使用の制限の開始日	特定計量器(法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。)
	令和八年四月一日	令和七年四月一日	既使用のものについての使用の制限の開始日	
	令和二年四月一日	平成三十一年四月一日	検定の開始日	

現行

附則別表

二 ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール 一 自動捕捉式はかり	平成三十五年四月一日	平成三十四年四月一日	新たに使用するものについての使用の制限の開始日	特定計量器(法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。)
	平成三十八年四月一日	平成三十七年四月一日	既使用のものについての使用の制限の開始日	
	平成三十二年四月一日	平成三十一年四月一日	検定の開始日	

○計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成三十一年政令第六十号)(附則第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1 附則 (略)</p> <p>2 令和四年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている自動捕捉式はかりについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならぬ手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するもの」に、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。</p>	<p>1 附則 (略)</p> <p>2 平成三十四年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている自動捕捉式はかりについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならぬ手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するもの」に、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。</p>